

山梨県公報

第二千八百号

平成二十一年
十二月二十八日

月 曜 日

目 次

- 山梨県女性労働者就業実態調査の実施……………六八七
- 土地改良事業の施行同意……………六八七
- 道路の区域変更(二件)……………六八七
- 道路の供用開始……………六八八

告 示

山梨県告示第四百一号

山梨県女性労働者就業実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条の規定により、告示する。

平成二十一年十二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査の目的

県内事業所における男女労働者の雇用の実態や、雇用に対する事業主及び労働者の意識等を把握し、今後の働きやすい職場環境づくりをさらに推進するための基礎資料を得、もって労働福祉施策に反映させることを目的とする。

二 調査事項

1 事業所調査

- (一) 事業所の概要に関する事項
- (二) 従業員の就業状況に関する事項
- (三) 仕事と家庭の両立を支援する制度に関する事項
- (四) 男女の均等待遇に関する事項
- (五) 次世代育成支援対策推進法に関する事項

2 従業員調査

- (一) 個人及び家族に関する事項
- (二) 従業員の就業状況に関する事項

- (三) 従業員の職業意識に関する事項
- (四) 男女の均等待遇に関する事項
- (五) 仕事と家庭の両立を支援する制度に関する事項
- (六) 男性の育児参加に対する意識に関する事項
- (七) 女性が働くことに対する意識に関する事項

三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内の従業員五人以上の事業所から無作為に抽出した千の事業所及びその事業所に勤務する三千人の男女従業員

四 調査の期日

平成二十二年一月一日を調査基準日とし、平成二十二年一月一日から同月二十九日までを対象期間とする。

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第四百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十一年十二月十八日に土地改良事業(倉科地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業)の施行について同意した。

平成二十一年十二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第四百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類

二 路線名 河口湖精進線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
南都留郡富士河口湖町大字大石字湖中官有無番地地先から 南都留郡富士河口湖町大字大石字鐘撞戸一五三二番の四地先まで	一〇・六 一九・四	六・八 一三・四	五二九・一

山梨県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平林青柳線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
南巨摩郡増穂町大字平林字新梨一七七番の四地先から 南巨摩郡増穂町大字春米字北山二六〇一番の一地先まで	一〇・〇 四二・〇	五・〇 一七・〇	七〇〇・〇

山梨県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務

所において、この告示の日から平成二十二年一月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十一年十二月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府笛吹線	笛吹市八代町南字横田二六七六番の二地先から 笛吹市八代町南字五里原一一七二番地先まで	四九七・九	平成二十一年十二月二十八日